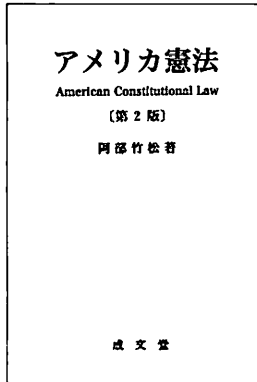


《紹介》

阿部竹松著『アメリカ憲法』[第2版]
ABE Takematsu, American Constitutional Law

齋藤 康輝



単行本：732 ページ

出版社：成文堂，第2版

ISBN-10：4792305055

ISBN-13：978-4792305055

発売日：2011/01/20

1. 本書の概要

本書は、阿部竹松教授（アメリカ憲法学）の最新本であり、50余年におよぶアメリカ合衆国憲法の研究成果の集大成にして最高傑作の書である。2008年5月10日に本書の第1版が出版され、その後、2009年9月20日には補訂版、さらに初版から3年を待たずして第2版の上梓となった。これはひとえにアメリカ憲法学の大家である阿部教授の非常にわかりやすい解説、たんなる条文解釈にとどまらない丹念な判例紹介、具体例を意識した文体、そしてつねに読者からの質問に応じる研究姿勢

阿部竹松「アメリカ憲法」〔第2版〕 ABE Takematsu, American Constitutional Law のたまものであるといつてよいだろう。専門書の出版状況が非常に厳しいこんにち、短期間で版を重ねるのは驚くべきことである。

さて、アメリカ憲法は、成文法としては世界最古であるが、民主主義のバイブルとしていまでもその斬新さを失わず、世界中に影響を与え続けている。アメリカ憲法は、まさに人類の英知の結晶である。ところで、アメリカ憲法が妥協の産物であることはもちろんだが、阿部教授によれば、「その条文は、いかなる解釈にも耐えられる柔軟性に富んだ文言で綴られている。換言すれば、アメリカ合衆国憲法の各条文は、鍋に入れられた料理の素材のようなものである」（同書、はしがき v）。

本書は、アメリカ合衆国憲法の概説書として王道をいく大著であり、アメリカ憲法学・政治学を研究する学者、その研究に足を踏み入れようとする研究者の卵（大学院生など）、同じくその基礎知識を得ようとする大学生のみならず、アメリカ憲法に興味をもった一般市民、そして大言すればアメリカに関心のあるすべての人にとって非常に有益な書物である。同時に、本書は、従来のアメリカ憲法に関する概説書とは一線を画する問題提起も含んだ野心的著作であるともいえる。本稿では、おもに後者の問題提起にかかる論点を抽出し、若干の考察を行いたい。

2. 著者略歴

本書の著者について、略歴は以下のとおりである。

阿部 竹松（あべ たけまつ）

1934年5月23日生れ。日本大学法学部大学院法学研究科公法学専攻修了、文部省留学生試験合格、オクラホマ州立大学政治学部卒業、同大学大学院政治学専攻科中退、同大学政治学部客員研究員、ワシントン州立大学政治学部大学院客員教授、アメリカ連邦政府国際教育局 (Institute of International Education) 客員研究員、カリフォルニア大学（バークレイ校）政治学研究所客員研究員、警察大学校第二国際捜査研修所講師、

日本大学法学部教授を経て、朝日大学大学院法学研究科教授、日本大学名誉教授。博士（法学・日本大学）。

3. 本書の構成

それでは、以下に同書の内容を紹介する。本書の構成は、第一編 憲法の成立と基本原理、第二編 憲法、第三編 修正憲法、の三編から成る。以下に目次を列挙する。

第一編 憲法の成立と基本原理

第一章 民主制の生成と独立

第二章 憲法の基本原理と構造

第二編 憲法

序章 前文

第一章 立法府

第二章 行政府

第三章 司法府

第四章 連邦条項

第三編 修正憲法

第一章 追加条項

第二章 修正条項

4. 修正憲法

本書は、アメリカ憲法の成立過程、歴史的展開、現在および将来に関するあらゆる情報が凝縮され、大部の著作であるにもかかわらず、非常にシンプルな構成・見出しになっている点、実際のアメリカ合衆国憲法の形式を彷彿とさせる。そして、とくに注目すべきは、第三部の「修正憲法」という表記である。凡例において阿部教授は、「本書では、憲法修正条項（The Amendments to the Constitution）は、『修正条項』とは記さず、『修正憲法』と記している。なぜならば、憲法に追加規定さ

阿部竹松「アメリカ憲法」〔第2版〕 ABE Takematsu, American Constitutional Law
れた第一条から十条までの「権利章典」の各条項は、原憲法のいかなる
条文内容をも禁止、制限、修正をしている条項でなく、完全な追加条項
であるからである。したがって、原憲法が制定された後に追加規定され
たり、修正されたりした条項をまとめて、「修正憲法」と呼称している」
と説明している。

なるほど、これまでのアメリカ憲法の翻訳書ならびに解説書の多く
は、いわゆる修正条項について、「修正第*条」（高橋和之編『新版 世
界憲法集』（岩波文庫）、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』
（有信堂）など）あるいは「第*修正」（初宿正典・辻村みよ子編『新解
説世界憲法集 第2版』など）という標記をしているが、本書において
は「修正憲法第*条」という標記になっており、この点に阿部教授のひ
とかならぬこだわりを感じる。

第1回合衆国議会において、権利保障の不備を補うために憲法修正の
審議が行われ、1991年までに10カ条からなる権利章典が成立したわけ
であるが、いわゆる修正条項のうち、この10カ条はまさに「追加条項」
であり、第11条以下の規定とはまったく性質を異にするものといえる。
そうすると、修正27カ条の規定の表記について工夫が求められてよい。
したがって、阿部教授が「修正憲法」という表記したことの意味はじつ
に大きいといえよう。しかしながら、阿部教授は、「修正憲法第*条」
という表記を修正箇条の第1条から第27条まで統一的に用いているが、
阿部教授の意図をより正確に反映するためには、権利章典の部分を「修
正憲法（追加編）第1条」～「修正憲法（追加編）第10条」とし、第
11条以下の修正条項を「修正憲法（修正編）第11条」～「修正憲法（修
正編）第27条」というような表記にするのもよいのではないだろうか。
字句表記にこだわりすぎて煩雑さを招くのはまずいが、考察対象は、人
類の英知の結晶である最古の成文憲法である。そうした議論は今後もす
るべきだとも思う。

5. 三権共立

つぎに、阿部教授が本書で強調する「三権共立」という概念について紹介したい。権力分立という考え方は、ロック、モンテスキューらによって唱導され、この原理は近代憲法にほとんど共通かつ不可欠の内容とされている。通常、立法権は議会、司法権は裁判所、行政権は君主・大統領等の行政機関に与えられる。その類型は種々あるが、アメリカの場合、完全な三権分立を認めるというのが一般的な理解となっている。

ところで、阿部教授は、本書でつぎのように述べている。「周知のように、「立法、執行及び司法の三権は、アメリカでは、連邦憲法においても、各州憲法においても、かなり厳格な権力分立原理のもとに組織され、配分されている」と理解されている。アメリカの連邦統治機構の下では、立法権、行政権、司法権の三権が、それぞれ連邦議会、大統領、裁判所に専属的に配分されて、高度な独立性を維持しているというのが、わが国における学会の常識である。しかしながら、「権力分立」と「抑制と均衡」の原理を同時に導入したアメリカ合衆国憲法の下で、厳格な三権分立制の統治機構が確立され得るとは考えられない」(本書、89ページ)。

そして、阿部教授は、三権は分立しているのではなく、三権は、抑制と均衡にもとづく融合関係にあるという「三権共立」という概念を提唱する。「立法府、行政府、司法府の各三部門に配分されている権力は、抑制と均衡の原理に基づいて融合させられている。権力の融合が政府の各機関に対する抑制力として作用するのみならず、立憲制の下で各機関がそれぞれの地位を保全するのにも役立っている」として、つぎのような例を挙げている。1. 大統領拒否権は、立法権に与えられている立法権への介入権である。2. 大統領の裁判官任命権は、司法府に保障されている司法権の独立を侵害する権限である。3. 連邦議会は、もともと大統領に与えられている恩赦に関する執行権を制限できる場合がある。

4. 連邦議会は、連邦裁判所によって執られる差止め命令の公布をコントロールしたり、差止め命令違反者を処罰したりする連邦裁判所の権限に制限を加えることができる。5. 裁判所に与えられている司法審査権は、立法府や行政府に与えられている立法権や行政権への介入権であるので、立法権でもあり、行政権でもある。6. 外交関係に関する権限は、大統領と連邦議会とが共有している。大統領は、条約を締結するに当たって、上院の助言と同意が必要である。7. 戦争権限は、二分して大統領と連邦議会に与えられている（大統領は、軍隊を海外に派遣できるが、宣戦布告権は連邦議会が有している）。8. 立法府と司法府が弾劾裁判権を共有している。9. 各省長官や大統領の官僚は、他の省庁に属している権限を行使している場合が多い。10. 行政府の各省および独立行政機関は、行政権限のみならず規則を制定する立法権や違反者を罰する司法権も行使している。11. 連邦最高裁判所判事は、連邦議会と効果的に連帯して憲法解釈権を行使した例もある（以上、本書 89～90 ページ）。

このような事例から、阿部教授は、アメリカの連邦統治機構は、立法府、行政府、司法府の三部門に分立させられてはいるものの、それぞれの権力は、二機関または三機関によって行使されていると説く。そして、こうした状況は、権力を政府の一機関に集中して与えることに猜疑的だったジェイムズ・マディソンの考えが大きく影響している点指摘する。すなわち、「野心に対抗するには野心をもってしなければならない」(Ambition must be made to counteract ambition.) という有名なマディソンの警句は、フィラデルフィア市で開催された憲法制定会議で広く受け入れられた」という歴史的背景を説明している（本書、91 ページ）。

その上で、阿部教授は以下のとおりまとめている。「ジョン・ロックやモンテスキューの政治理論に影響を受けたジェイムズ・マディソンが「権力の分立」と「抑制と均衡」の原理を同時に導入した政府を樹立する目的で憲法を起草したために、立法権、行政権、司法権のいずれの権

力も一つの機関に専属的に配分されなかった。したがって、アメリカ連邦統治機構の下では、立法権、行政権、司法権の各々が立法府、行政府、司法府に専属的に配分されているのではなく、むしろ各々の三権が二機関ないしは三機関にまたがって分散され配分されている。言い換えれば、立法府、行政府、司法府の各々の機関は、二権ないしは三権を共有している。したがって、アメリカ連邦統治機構は「三権分立制」ではなく、「三権共有の三機関分立制」か「三権共立制」である」（本書、95ページ）。

権力分立の意味を考察するさい、上記のような阿部教授の指摘は大変興味深い。本書99～100ページで例証しているように、わが国の憲法・政治学者の大多数がアメリカ連邦統治機構は完全な三権分立制であると論じているが、「完全な三権分立」という表現は再考を余儀なくされよう。

もちろん、権力分立を考えるさい、権限の一部を三権以外の機関に担わせる、あるいは三権の内部でさらに権力を分ける（二院制議会、各省庁による行政権の分担管理、三審制裁判など）という制度については、これまで多くの先行研究がある。しかし、阿部教授のような問題意識の下、「共有」あるいは「融合」という視点でアメリカの統治機構を検証した例は少なかったといえるのではないだろうか。

6. マディソンの「権力分立+抑制・均衡」論

なお、阿部教授が注目したアメリカ憲法制定過程におけるマディソンの主張に関し、若干の補足をさせていただく。以下は、ジェームズ・L・サンドキスト著、石田光義監訳・齋藤康輝他共訳『制度改革の政治学』、成文堂、1991年、第2章「憲法構造の起源」＝拙訳22～25ページからの引用である。

「ザ・フェデラリスト」誌のなかで、マディソンは、権力分立が「自由な政府の神聖な格率」であると述べている。そして、権力分立の原則についてモンテスキューを引用し、立法権と行政権とが同一人物あるいは

阿部竹松「アメリカ憲法」〔第2版〕 ABE Takematsu, American Constitutional Law は行政長官の機関に集中している場合、あるいは裁判権が分離されていない場合もまた、自由はない点を強調した。

ところで、憲法会議において、マディソンの擁護者であったランドルフは、「最大の危険は、われわれの憲法の民主的部分から生じる」と憲法会議の審議の基礎となったヴァージニア案を紹介するにあたって述べた。「私が論争の余地のない格率であると思っていることは、人民によって行使される政府権力が他の諸部門を飲み込んでしまうということである。諸邦憲法のどれもが、民主主義に対する十分な抑制を果たしていない」。マサチューセッツのゲリーもそれに同意した。彼は、「われわれが経験している悪弊は、民主主義の行き過ぎから生まれている」と指摘した。

こうした平等主義的精神の危険性について、マディソンは、「紙幣、債務の全廃、財産の平等な分配、その他一切の不適切なあるいは邪悪な企てなどへの渴望」であると断じた。憲法会議においては、平等主義者はその選出過程で排除されたこともあり、ランドルフやゲリーやマディソンのような見解が優位を占めたのである。

もし議会が、諸邦においては全能であり、あらゆるところで活動範囲を拡張し、すべての権力を衝動的な渦の中へ巻き込むものであったとすれば、新しい政府の他の諸部門は、当然立法部による権力篡奪から保護されねばならなかった。マディソンが述べたように、「冒険的野心をもっているこの部門に対しては、国民は徹底的に疑い、十分に用心しなければならない」。したがって、憲法会議においては、どのようにすれば立法部の野心を完全に抑えることができるかを考えることに、多くの知的エネルギーが費やされた。

しかしながら、憲法会議のメンバー全員がマディソンと同じように、国民の疑いのすべてが立法部の野心へと向けられるべきであると主張したわけではなかった。民主主義的扇動政治家に対する恐怖は憲法会議での第1のテーマであったが、第2のテーマとして、専制君主的な行政部に対する恐怖もあった。ペンシルヴェニアのフランクリンは、折にふれ、

新しい共和国は君主制へと漂着することが避けられないだろうという予感を述べ、「王政への人間の自然な傾向」をみていた。また、ヴァージニアのメーソンは、「新しい大統領職のなかに、危険な君主制、すなわち、選挙による君主制」を打ち立ててしまうと何度も警告した。とくに、「それが君主制か専制的貴族制になってしまう」という理由で、憲法に署名するのを拒否した。さらに、ノースカロライナのウィリアムソンは、「大統領は選挙による国王になるだろうし、王様気分を味わうことになるだろう」と警告した。サウスカロライナのバトラーは、「憲法会議のメンバーは、行政権の乱用を恐れる必要はないと考えていたようだ。しかし、他国とちがって、わが国にはエカテリーナやクロムウェルは出現しないと、どうして言えようか」と考えていた。

このような両グループの懸念、あるいは立法部専制の危険と行政部専制の危険の双方に対する代表者の懸念は、三部門すべてが他の部門による侵害から守られる「抑制と均衡」という一般的な理論へと、自然に融合した。発展させられるべき制度は、「野心に対抗するために野心を必要とする」制度である。

マディソンの権力分立および抑制・均衡についての考え方を手がかりを得るために、ごく簡単にではあるが、アメリカ憲法の起源について説明した。翻って、阿部教授の「三権共立」論を考えれば、その理論がアメリカ憲法制定過程を深く検証し、歴史的考察の上に構築されている点に気づくのである。

以上、阿部教授のライフワークともいえる本書に接し、数多くの有益な示唆を与えて下さったことに対し、深甚なる敬意を表し、本書の紹介文とさせていただきます。

2011年3月31日脱稿

(さいとう こうき・本学教授)